

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第146回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出61件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願3種類54件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

中央省庁等改革関係法施行法案は、第145回国会で成立した新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、「内閣法の一部を改正する法律」の施行期日等を定めるとともに、関係法律の整備等を行おうとするものである。

国立公文書館法の一部を改正する法律案等の独立行政法人個別法関係59法律案^(注)は、新たに設立される59の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲などに関する事項を定めようとするものである。

独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案は、第145回国会で成立した「独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の規定の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため関係法律の整備を行おうとするものである。

委員会においては、以上の省庁改革施行関連61法律案を一括して議題とし質疑を行ったほか、特に、独立行政法人個別法関係59法律案については、再編後の府省に対応した3グループに分けて質疑を行った。

委員会における質疑は、円滑な新省庁体制への移行方策、独立行政法人制度創設の目的と効果、独立行政法人化対象事務・事業の選定基準、国立青年の家など4独立行政法人を非公務員型とした根拠、政策評価制度導入の意義と評価方法、国立大学の独立行政法人化の検討状況等多岐にわたり、熱心に行われた。

12月13日、質疑を終わり、討論の後、省庁改革施行関連61法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、独立行政法人個別法関係59法律案に対して4項目の附帯決議が付された。

(注) 独立行政法人個別法関係59法律案は次のとおりである。

国立公文書館法の一部を改正する法律案

独立行政法人通信総合研究所法案

独立行政法人消防研究所法案

独立行政法人酒類総合研究所法案

独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案

独立行政法人大学入試センター法案

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案

独立行政法人国立女性教育会館法案

独立行政法人国立青年の家法案

独立行政法人国立少年自然の家法案
独立行政法人国立国語研究所法案
独立行政法人国立科学博物館法案
独立行政法人物質・材料研究機構法案
独立行政法人防災科学技術研究所法案
独立行政法人航空宇宙技術研究所法案
独立行政法人放射線医学総合研究所法案
独立行政法人国立美術館法案
独立行政法人国立博物館法案
独立行政法人文化財研究所法案
独立行政法人国立健康・栄養研究所法案
独立行政法人産業安全研究所法案
独立行政法人産業医学総合研究所法案
独立行政法人農林水産消費技術センター法案
独立行政法人種苗管理センター法案
独立行政法人家畜改良センター法案
独立行政法人肥飼料検査所法案
独立行政法人農薬検査所法案
独立行政法人農業者大学校法案
独立行政法人林木育種センター法案
独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案
独立行政法人水産大学校法案
独立行政法人農業技術研究機構法案
独立行政法人農業生物資源研究所法案
独立行政法人農業環境技術研究所法案
独立行政法人農業工学研究所法案
独立行政法人食品総合研究所法案
独立行政法人国際農林水産業研究センター法案
独立行政法人森林総合研究所法案
独立行政法人水産総合研究センター法案
独立行政法人経済産業研究所法案
独立行政法人工業所有権総合情報館法案
貿易保険法の一部を改正する法律案
独立行政法人産業技術総合研究所法案
独立行政法人製品評価技術基盤機構法案
独立行政法人土木研究所法案
独立行政法人建築研究所法案
独立行政法人交通安全環境研究所法案
独立行政法人海上技術安全研究所法案
独立行政法人港湾空港技術研究所法案

独立行政法人電子航法研究所法案
独立行政法人北海道開発土木研究所法案
独立行政法人海技大学校法案
独立行政法人航海訓練所法案
独立行政法人海員学校法案
独立行政法人航空大学校法案
独立行政法人国立環境研究所法案
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案
自動車検査独立行政法人法案
独立行政法人統計センター法案

(2) 委員会経過

○平成11年10月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成11年12月2日（木）（第2回）

○中央省庁等改革関係法施行法案（閣法第3号）（衆議院送付）

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

独立行政法人通信総合研究所法案（閣法第5号）（衆議院送付）

独立行政法人消防研究所法案（閣法第6号）（衆議院送付）

独立行政法人酒類総合研究所法案（閣法第7号）（衆議院送付）

独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案（閣法第8号）（衆議院送付）

独立行政法人大学入試センター法案（閣法第9号）（衆議院送付）

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案（閣法第10号）（衆議院送付）

独立行政法人国立女性教育会館法案（閣法第11号）（衆議院送付）

独立行政法人国立青年の家法案（閣法第12号）（衆議院送付）

独立行政法人国立少年自然の家法案（閣法第13号）（衆議院送付）

独立行政法人国立国語研究所法案（閣法第14号）（衆議院送付）

独立行政法人国立科学博物館法案（閣法第15号）（衆議院送付）

独立行政法人物質・材料研究機構法案（閣法第16号）（衆議院送付）

独立行政法人防災科学技術研究所法案（閣法第17号）（衆議院送付）

独立行政法人航空宇宙技術研究所法案（閣法第18号）（衆議院送付）

独立行政法人放射線医学総合研究所法案（閣法第19号）（衆議院送付）

独立行政法人国立美術館法案（閣法第20号）（衆議院送付）

独立行政法人国立博物館法案（閣法第21号）（衆議院送付）

独立行政法人文化財研究所法案（閣法第22号）（衆議院送付）

独立行政法人国立健康・栄養研究所法案（閣法第23号）（衆議院送付）

独立行政法人産業安全研究所法案（閣法第24号）（衆議院送付）
独立行政法人産業医学総合研究所法案（閣法第25号）（衆議院送付）
独立行政法人農林水産消費技術センター法案（閣法第26号）（衆議院送付）
独立行政法人種苗管理センター法案（閣法第27号）（衆議院送付）
独立行政法人家畜改良センター法案（閣法第28号）（衆議院送付）
独立行政法人肥飼料検査所法案（閣法第29号）（衆議院送付）
独立行政法人農薬検査所法案（閣法第30号）（衆議院送付）
独立行政法人農業者大学校法案（閣法第31号）（衆議院送付）
独立行政法人林木育種センター法案（閣法第32号）（衆議院送付）
独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案（閣法第33号）（衆議院送付）
独立行政法人水産大学校法案（閣法第34号）（衆議院送付）
独立行政法人農業技術研究機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
独立行政法人農業生物資源研究所法案（閣法第36号）（衆議院送付）
独立行政法人農業環境技術研究所法案（閣法第37号）（衆議院送付）
独立行政法人農業工学研究所法案（閣法第38号）（衆議院送付）
独立行政法人食品総合研究所法案（閣法第39号）（衆議院送付）
独立行政法人国際農林水産業研究センター法案（閣法第40号）（衆議院送付）
独立行政法人森林総合研究所法案（閣法第41号）（衆議院送付）
独立行政法人水産総合研究センター法案（閣法第42号）（衆議院送付）
独立行政法人経済産業研究所法案（閣法第43号）（衆議院送付）
独立行政法人工業所有権総合情報館法案（閣法第44号）（衆議院送付）
貿易保険法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）
独立行政法人産業技術総合研究所法案（閣法第46号）（衆議院送付）
独立行政法人製品評価技術基盤機構法案（閣法第47号）（衆議院送付）
独立行政法人土木研究所法案（閣法第48号）（衆議院送付）
独立行政法人建築研究所法案（閣法第49号）（衆議院送付）
独立行政法人交通安全環境研究所法案（閣法第50号）（衆議院送付）
独立行政法人海上技術安全研究所法案（閣法第51号）（衆議院送付）
独立行政法人港湾空港技術研究所法案（閣法第52号）（衆議院送付）
独立行政法人電子航法研究所法案（閣法第53号）（衆議院送付）
独立行政法人北海道開発土木研究所法案（閣法第54号）（衆議院送付）
独立行政法人海技大学校法案（閣法第55号）（衆議院送付）
独立行政法人航海訓練所法案（閣法第56号）（衆議院送付）
独立行政法人海員学校法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人航空大学校法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立環境研究所法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案（閣法第60号）（衆議院送付）
自動車検査独立行政法人法案（閣法第61号）（衆議院送付）
独立行政法人統計センター法案（閣法第62号）（衆議院送付）
独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法

第63号) (衆議院送付)

以上61案について続総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年12月3日(金)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中央省庁等改革関係法施行法案(閣法第3号)(衆議院送付)
- 国立公文書館法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)
- 独立行政法人通信総合研究所法案(閣法第5号)(衆議院送付)
- 独立行政法人消防研究所法案(閣法第6号)(衆議院送付)
- 独立行政法人酒類総合研究所法案(閣法第7号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案(閣法第8号)(衆議院送付)
- 独立行政法人大学入試センター法案(閣法第9号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案(閣法第10号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立女性教育会館法案(閣法第11号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立青年の家法案(閣法第12号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立少年自然の家法案(閣法第13号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立国語研究所法案(閣法第14号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立科学博物館法案(閣法第15号)(衆議院送付)
- 独立行政法人物質・材料研究機構法案(閣法第16号)(衆議院送付)
- 独立行政法人防災科学技術研究所法案(閣法第17号)(衆議院送付)
- 独立行政法人航空宇宙技術研究所法案(閣法第18号)(衆議院送付)
- 独立行政法人放射線医学総合研究所法案(閣法第19号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立美術館法案(閣法第20号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立博物館法案(閣法第21号)(衆議院送付)
- 独立行政法人文化財研究所法案(閣法第22号)(衆議院送付)
- 独立行政法人国立健康・栄養研究所法案(閣法第23号)(衆議院送付)
- 独立行政法人産業安全研究所法案(閣法第24号)(衆議院送付)
- 独立行政法人産業医学総合研究所法案(閣法第25号)(衆議院送付)
- 独立行政法人農林水産消費技術センター法案(閣法第26号)(衆議院送付)
- 独立行政法人種苗管理センター法案(閣法第27号)(衆議院送付)
- 独立行政法人家畜改良センター法案(閣法第28号)(衆議院送付)
- 独立行政法人肥飼料検査所法案(閣法第29号)(衆議院送付)
- 独立行政法人農薬検査所法案(閣法第30号)(衆議院送付)
- 独立行政法人農業者大学校法案(閣法第31号)(衆議院送付)
- 独立行政法人林木育種センター法案(閣法第32号)(衆議院送付)
- 独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案(閣法第33号)(衆議院送付)
- 独立行政法人水産大学校法案(閣法第34号)(衆議院送付)
- 独立行政法人農業技術研究機構法案(閣法第35号)(衆議院送付)
- 独立行政法人農業生物資源研究所法案(閣法第36号)(衆議院送付)

独立行政法人農業環境技術研究所法案（閣法第37号）（衆議院送付）
独立行政法人農業工学研究所法案（閣法第38号）（衆議院送付）
独立行政法人食品総合研究所法案（閣法第39号）（衆議院送付）
独立行政法人国際農林水産業研究センター法案（閣法第40号）（衆議院送付）
独立行政法人森林総合研究所法案（閣法第41号）（衆議院送付）
独立行政法人水産総合研究センター法案（閣法第42号）（衆議院送付）
独立行政法人経済産業研究所法案（閣法第43号）（衆議院送付）
独立行政法人工業所有権総合情報館法案（閣法第44号）（衆議院送付）
貿易保険法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）
独立行政法人産業技術総合研究所法案（閣法第46号）（衆議院送付）
独立行政法人製品評価技術基盤機構法案（閣法第47号）（衆議院送付）
独立行政法人土木研究所法案（閣法第48号）（衆議院送付）
独立行政法人建築研究所法案（閣法第49号）（衆議院送付）
独立行政法人交通安全環境研究所法案（閣法第50号）（衆議院送付）
独立行政法人海上技術安全研究所法案（閣法第51号）（衆議院送付）
独立行政法人港湾空港技術研究所法案（閣法第52号）（衆議院送付）
独立行政法人電子航法研究所法案（閣法第53号）（衆議院送付）
独立行政法人北海道開発土木研究所法案（閣法第54号）（衆議院送付）
独立行政法人海技大学校法案（閣法第55号）（衆議院送付）
独立行政法人航海訓練所法案（閣法第56号）（衆議院送付）
独立行政法人海員学校法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人航空大学校法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立環境研究所法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案（閣法第60号）（衆議院送付）
自動車検査独立行政法人法案（閣法第61号）（衆議院送付）
独立行政法人統計センター法案（閣法第62号）（衆議院送付）
独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）

以上61案について続総務庁長官、青木内閣官房長官、持永総務政務次官、河村文部政務次官、谷津農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月7日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中央省庁等改革関係法施行法案（閣法第3号）（衆議院送付）
国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
独立行政法人通信総合研究所法案（閣法第5号）（衆議院送付）
独立行政法人消防研究所法案（閣法第6号）（衆議院送付）
独立行政法人酒類総合研究所法案（閣法第7号）（衆議院送付）
独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案（閣法第8号）（衆議院送付）
独立行政法人大学入試センター法案（閣法第9号）（衆議院送付）

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案（閣法第10号）（衆議院送付）

独立行政法人国立女性教育会館法案（閣法第11号）（衆議院送付）

独立行政法人国立青年の家法案（閣法第12号）（衆議院送付）

独立行政法人国立少年自然の家法案（閣法第13号）（衆議院送付）

独立行政法人国立国語研究所法案（閣法第14号）（衆議院送付）

独立行政法人国立科学博物館法案（閣法第15号）（衆議院送付）

独立行政法人物質・材料研究機構法案（閣法第16号）（衆議院送付）

独立行政法人防災科学技術研究所法案（閣法第17号）（衆議院送付）

独立行政法人航空宇宙技術研究所法案（閣法第18号）（衆議院送付）

独立行政法人放射線医学総合研究所法案（閣法第19号）（衆議院送付）

独立行政法人国立美術館法案（閣法第20号）（衆議院送付）

独立行政法人国立博物館法案（閣法第21号）（衆議院送付）

独立行政法人文化財研究所法案（閣法第22号）（衆議院送付）

独立行政法人国立健康・栄養研究所法案（閣法第23号）（衆議院送付）

独立行政法人産業安全研究所法案（閣法第24号）（衆議院送付）

独立行政法人産業医学総合研究所法案（閣法第25号）（衆議院送付）

独立行政法人農林水産消費技術センター法案（閣法第26号）（衆議院送付）

独立行政法人種苗管理センター法案（閣法第27号）（衆議院送付）

独立行政法人家畜改良センター法案（閣法第28号）（衆議院送付）

独立行政法人肥飼料検査所法案（閣法第29号）（衆議院送付）

独立行政法人農薬検査所法案（閣法第30号）（衆議院送付）

独立行政法人農業者大学校法案（閣法第31号）（衆議院送付）

独立行政法人林木育種センター法案（閣法第32号）（衆議院送付）

独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案（閣法第33号）（衆議院送付）

独立行政法人水産大学校法案（閣法第34号）（衆議院送付）

独立行政法人農業技術研究機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）

独立行政法人農業生物資源研究所法案（閣法第36号）（衆議院送付）

独立行政法人農業環境技術研究所法案（閣法第37号）（衆議院送付）

独立行政法人農業工学研究所法案（閣法第38号）（衆議院送付）

独立行政法人食品総合研究所法案（閣法第39号）（衆議院送付）

独立行政法人国際農林水産業研究センター法案（閣法第40号）（衆議院送付）

独立行政法人森林総合研究所法案（閣法第41号）（衆議院送付）

独立行政法人水産総合研究センター法案（閣法第42号）（衆議院送付）

独立行政法人経済産業研究所法案（閣法第43号）（衆議院送付）

独立行政法人工業所有権総合情報館法案（閣法第44号）（衆議院送付）

貿易保険法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

独立行政法人産業技術総合研究所法案（閣法第46号）（衆議院送付）

独立行政法人製品評価技術基盤機構法案（閣法第47号）（衆議院送付）

独立行政法人土木研究所法案（閣法第48号）（衆議院送付）

独立行政法人建築研究所法案（閣法第49号）（衆議院送付）
独立行政法人交通安全環境研究所法案（閣法第50号）（衆議院送付）
独立行政法人海上技術安全研究所法案（閣法第51号）（衆議院送付）
独立行政法人港湾空港技術研究所法案（閣法第52号）（衆議院送付）
独立行政法人電子航法研究所法案（閣法第53号）（衆議院送付）
独立行政法人北海道開発土木研究所法案（閣法第54号）（衆議院送付）
独立行政法人海技大学校法案（閣法第55号）（衆議院送付）
独立行政法人航海訓練所法案（閣法第56号）（衆議院送付）
独立行政法人海員学校法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人航空大学校法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立環境研究所法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案（閣法第60号）（衆議院送付）
自動車検査独立行政法人法案（閣法第61号）（衆議院送付）
独立行政法人統計センター法案（閣法第62号）（衆議院送付）
独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）

以上61案について統総務庁長官、清水環境庁長官、牧野労働大臣、林大蔵政務次官、細田通商産業政務次官、柳本環境政務次官、河村文部政務次官及び大野厚生政務次官に対し質疑を行った。

○平成11年12月9日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中央省庁等改革関係法施行法案（閣法第3号）（衆議院送付）
 - 国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人通信総合研究所法案（閣法第5号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人消防研究所法案（閣法第6号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人酒類総合研究所法案（閣法第7号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案（閣法第8号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人大学入試センター法案（閣法第9号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案（閣法第10号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立女性教育会館法案（閣法第11号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立青年の家法案（閣法第12号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立少年自然の家法案（閣法第13号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立国語研究所法案（閣法第14号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立科学博物館法案（閣法第15号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人物質・材料研究機構法案（閣法第16号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人防災科学技術研究所法案（閣法第17号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人航空宇宙技術研究所法案（閣法第18号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人放射線医学総合研究所法案（閣法第19号）（衆議院送付）

独立行政法人国立美術館法案（閣法第20号）（衆議院送付）
独立行政法人国立博物館法案（閣法第21号）（衆議院送付）
独立行政法人文化財研究所法案（閣法第22号）（衆議院送付）
独立行政法人国立健康・栄養研究所法案（閣法第23号）（衆議院送付）
独立行政法人産業安全研究所法案（閣法第24号）（衆議院送付）
独立行政法人産業医学総合研究所法案（閣法第25号）（衆議院送付）
独立行政法人農林水産消費技術センター法案（閣法第26号）（衆議院送付）
独立行政法人種苗管理センター法案（閣法第27号）（衆議院送付）
独立行政法人家畜改良センター法案（閣法第28号）（衆議院送付）
独立行政法人肥飼料検査所法案（閣法第29号）（衆議院送付）
独立行政法人農薬検査所法案（閣法第30号）（衆議院送付）
独立行政法人農業者大学校法案（閣法第31号）（衆議院送付）
独立行政法人林木育種センター法案（閣法第32号）（衆議院送付）
独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案（閣法第33号）（衆議院送付）
独立行政法人水産大学校法案（閣法第34号）（衆議院送付）
独立行政法人農業技術研究機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
独立行政法人農業生物資源研究所法案（閣法第36号）（衆議院送付）
独立行政法人農業環境技術研究所法案（閣法第37号）（衆議院送付）
独立行政法人農業工学研究所法案（閣法第38号）（衆議院送付）
独立行政法人食品総合研究所法案（閣法第39号）（衆議院送付）
独立行政法人国際農林水産業研究センター法案（閣法第40号）（衆議院送付）
独立行政法人森林総合研究所法案（閣法第41号）（衆議院送付）
独立行政法人水産総合研究センター法案（閣法第42号）（衆議院送付）
独立行政法人経済産業研究所法案（閣法第43号）（衆議院送付）
独立行政法人工業所有権総合情報館法案（閣法第44号）（衆議院送付）
貿易保険法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）
独立行政法人産業技術総合研究所法案（閣法第46号）（衆議院送付）
独立行政法人製品評価技術基盤機構法案（閣法第47号）（衆議院送付）
独立行政法人土木研究所法案（閣法第48号）（衆議院送付）
独立行政法人建築研究所法案（閣法第49号）（衆議院送付）
独立行政法人交通安全環境研究所法案（閣法第50号）（衆議院送付）
独立行政法人海上技術安全研究所法案（閣法第51号）（衆議院送付）
独立行政法人港湾空港技術研究所法案（閣法第52号）（衆議院送付）
独立行政法人電子航法研究所法案（閣法第53号）（衆議院送付）
独立行政法人北海道開発土木研究所法案（閣法第54号）（衆議院送付）
独立行政法人海技大学校法案（閣法第55号）（衆議院送付）
独立行政法人航海訓練所法案（閣法第56号）（衆議院送付）
独立行政法人海員学校法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人航空大学校法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立環境研究所法案（閣法第59号）（衆議院送付）

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案（閣法第60号）（衆議院送付）
自動車検査独立行政法人法案（閣法第61号）（衆議院送付）
独立行政法人統計センター法案（閣法第62号）（衆議院送付）
独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）

以上61案について中曽根国務大臣、続総務庁長官、河村文部政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月10日（金）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中央省庁等改革関係法施行法案（閣法第3号）（衆議院送付）
 - 国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人通信総合研究所法案（閣法第5号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人消防研究所法案（閣法第6号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人酒類総合研究所法案（閣法第7号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案（閣法第8号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人大学入試センター法案（閣法第9号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案（閣法第10号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立女性教育会館法案（閣法第11号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立青年の家法案（閣法第12号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立少年自然の家法案（閣法第13号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立国語研究所法案（閣法第14号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立科学博物館法案（閣法第15号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人物質・材料研究機構法案（閣法第16号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人防災科学技術研究所法案（閣法第17号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人航空宇宙技術研究所法案（閣法第18号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人放射線医学総合研究所法案（閣法第19号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立美術館法案（閣法第20号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立博物館法案（閣法第21号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人文化財研究所法案（閣法第22号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人国立健康・栄養研究所法案（閣法第23号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人産業安全研究所法案（閣法第24号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人産業医学総合研究所法案（閣法第25号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人農林水産消費技術センター法案（閣法第26号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人種苗管理センター法案（閣法第27号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人家畜改良センター法案（閣法第28号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人肥飼料検査所法案（閣法第29号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人農薬検査所法案（閣法第30号）（衆議院送付）
 - 独立行政法人農業者大学校法案（閣法第31号）（衆議院送付）

独立行政法人林木育種センター法案（閣法第32号）（衆議院送付）
独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案（閣法第33号）（衆議院送付）
独立行政法人水産大学校法案（閣法第34号）（衆議院送付）
独立行政法人農業技術研究機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
独立行政法人農業生物資源研究所法案（閣法第36号）（衆議院送付）
独立行政法人農業環境技術研究所法案（閣法第37号）（衆議院送付）
独立行政法人農業工学研究所法案（閣法第38号）（衆議院送付）
独立行政法人食品総合研究所法案（閣法第39号）（衆議院送付）
独立行政法人国際農林水産業研究センター法案（閣法第40号）（衆議院送付）
独立行政法人森林総合研究所法案（閣法第41号）（衆議院送付）
独立行政法人水産総合研究センター法案（閣法第42号）（衆議院送付）
独立行政法人経済産業研究所法案（閣法第43号）（衆議院送付）
独立行政法人工業所有権総合情報館法案（閣法第44号）（衆議院送付）
貿易保険法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）
独立行政法人産業技術総合研究所法案（閣法第46号）（衆議院送付）
独立行政法人製品評価技術基盤機構法案（閣法第47号）（衆議院送付）
独立行政法人土木研究所法案（閣法第48号）（衆議院送付）
独立行政法人建築研究所法案（閣法第49号）（衆議院送付）
独立行政法人交通安全環境研究所法案（閣法第50号）（衆議院送付）
独立行政法人海上技術安全研究所法案（閣法第51号）（衆議院送付）
独立行政法人港湾空港技術研究所法案（閣法第52号）（衆議院送付）
独立行政法人電子航法研究所法案（閣法第53号）（衆議院送付）
独立行政法人北海道開発土木研究所法案（閣法第54号）（衆議院送付）
独立行政法人海技大学校法案（閣法第55号）（衆議院送付）
独立行政法人航海訓練所法案（閣法第56号）（衆議院送付）
独立行政法人海員学校法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人航空大学校法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立環境研究所法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案（閣法第60号）（衆議院送付）
自動車検査独立行政法人法案（閣法第61号）（衆議院送付）
独立行政法人統計センター法案（閣法第62号）（衆議院送付）
独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）

以上61案について統総務庁長官、玉沢農林水産大臣、河村文部政務次官、斉藤科学技術政務次官、谷津農林水産政務次官、加藤建設政務次官、中馬運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成11年12月13日（月）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中央省庁等改革関係法施行法案（閣法第3号）（衆議院送付）

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
独立行政法人通信総合研究所法案（閣法第5号）（衆議院送付）
独立行政法人消防研究所法案（閣法第6号）（衆議院送付）
独立行政法人酒類総合研究所法案（閣法第7号）（衆議院送付）
独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案（閣法第8号）（衆議院送付）
独立行政法人大学入試センター法案（閣法第9号）（衆議院送付）
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案（閣法第10号）（衆議院送付）
独立行政法人国立女性教育会館法案（閣法第11号）（衆議院送付）
独立行政法人国立青年の家法案（閣法第12号）（衆議院送付）
独立行政法人国立少年自然の家法案（閣法第13号）（衆議院送付）
独立行政法人国立国語研究所法案（閣法第14号）（衆議院送付）
独立行政法人国立科学博物館法案（閣法第15号）（衆議院送付）
独立行政法人物質・材料研究機構法案（閣法第16号）（衆議院送付）
独立行政法人防災科学技術研究所法案（閣法第17号）（衆議院送付）
独立行政法人航空宇宙技術研究所法案（閣法第18号）（衆議院送付）
独立行政法人放射線医学総合研究所法案（閣法第19号）（衆議院送付）
独立行政法人国立美術館法案（閣法第20号）（衆議院送付）
独立行政法人国立博物館法案（閣法第21号）（衆議院送付）
独立行政法人文化財研究所法案（閣法第22号）（衆議院送付）
独立行政法人国立健康・栄養研究所法案（閣法第23号）（衆議院送付）
独立行政法人産業安全研究所法案（閣法第24号）（衆議院送付）
独立行政法人産業医学総合研究所法案（閣法第25号）（衆議院送付）
独立行政法人農林水産消費技術センター法案（閣法第26号）（衆議院送付）
独立行政法人種苗管理センター法案（閣法第27号）（衆議院送付）
独立行政法人家畜改良センター法案（閣法第28号）（衆議院送付）
独立行政法人肥飼料検査所法案（閣法第29号）（衆議院送付）
独立行政法人農薬検査所法案（閣法第30号）（衆議院送付）
独立行政法人農業者大学校法案（閣法第31号）（衆議院送付）
独立行政法人林木育種センター法案（閣法第32号）（衆議院送付）
独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案（閣法第33号）（衆議院送付）
独立行政法人水産大学校法案（閣法第34号）（衆議院送付）
独立行政法人農業技術研究機構法案（閣法第35号）（衆議院送付）
独立行政法人農業生物資源研究所法案（閣法第36号）（衆議院送付）
独立行政法人農業環境技術研究所法案（閣法第37号）（衆議院送付）
独立行政法人農業工学研究所法案（閣法第38号）（衆議院送付）
独立行政法人食品総合研究所法案（閣法第39号）（衆議院送付）
独立行政法人国際農林水産業研究センター法案（閣法第40号）（衆議院送付）
独立行政法人森林総合研究所法案（閣法第41号）（衆議院送付）
独立行政法人水産総合研究センター法案（閣法第42号）（衆議院送付）

独立行政法人経済産業研究所法案（閣法第43号）（衆議院送付）
独立行政法人工業所有権総合情報館法案（閣法第44号）（衆議院送付）
貿易保険法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）
独立行政法人産業技術総合研究所法案（閣法第46号）（衆議院送付）
独立行政法人製品評価技術基盤機構法案（閣法第47号）（衆議院送付）
独立行政法人土木研究所法案（閣法第48号）（衆議院送付）
独立行政法人建築研究所法案（閣法第49号）（衆議院送付）
独立行政法人交通安全環境研究所法案（閣法第50号）（衆議院送付）
独立行政法人海上技術安全研究所法案（閣法第51号）（衆議院送付）
独立行政法人港湾空港技術研究所法案（閣法第52号）（衆議院送付）
独立行政法人電子航法研究所法案（閣法第53号）（衆議院送付）
独立行政法人北海道開発土木研究所法案（閣法第54号）（衆議院送付）
独立行政法人海技大学校法案（閣法第55号）（衆議院送付）
独立行政法人航海訓練所法案（閣法第56号）（衆議院送付）
独立行政法人海員学校法案（閣法第57号）（衆議院送付）
独立行政法人航空大学校法案（閣法第58号）（衆議院送付）
独立行政法人国立環境研究所法案（閣法第59号）（衆議院送付）
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案（閣法第60号）（衆議院送付）
自動車検査独立行政法人法案（閣法第61号）（衆議院送付）
独立行政法人統計センター法案（閣法第62号）（衆議院送付）
独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）

以上61法案について統総務庁長官、中山建設大臣、玉沢農林水産大臣、持永総務政務次官、谷津農林水産政務次官、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第3号） 賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 民主、共産

（閣法第4号） 賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 民主、共産

（閣法第5号） 賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 民主、共産

（閣法第6号） 賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 民主、共産

（閣法第7号） 賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 民主、共産

(閣法第8号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第9号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第10号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第11号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第12号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第13号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第14号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第15号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第16号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第17号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第18号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第19号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第20号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第21号)	賛成会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連

	反对会派	民主、共産
(閣法第22号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第23号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第24号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第25号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第26号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第27号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第28号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第29号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第30号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第31号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第32号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第33号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第34号)	賛成会派 反对会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産

(閣法第35号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第36号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第37号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第38号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第39号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第40号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第41号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第42号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第43号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第44号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第45号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第46号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第47号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産

(閣法第48号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第49号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第50号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第51号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第52号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第53号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第54号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第55号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第56号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第57号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第58号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第59号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第60号)	賛成会派 反対会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連 民主、共産
(閣法第61号)	賛成会派	自民、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派 民主、共産

(閣法第62号) 賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 民主、共産

(閣法第63号) 賛成会派 自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 民主、共産

なお、**国立公文書館法の一部を改正する法律案**（閣法第4号）（衆議院送付）、**独立行政法人通信総合研究所法案**（閣法第5号）（衆議院送付）、**独立行政法人消防研究所法案**（閣法第6号）（衆議院送付）、**独立行政法人酒類総合研究所法案**（閣法第7号）（衆議院送付）、**独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案**（閣法第8号）（衆議院送付）、**独立行政法人大学入試センター法案**（閣法第9号）（衆議院送付）、**独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案**（閣法第10号）（衆議院送付）、**独立行政法人国立女性教育会館法案**（閣法第11号）（衆議院送付）、**独立行政法人国立青年の家法案**（閣法第12号）（衆議院送付）、**独立行政法人国立少年自然の家法案**（閣法第13号）（衆議院送付）、**独立行政法人国立国語研究所法案**（閣法第14号）（衆議院送付）、**独立行政法人国立科学博物館法案**（閣法第15号）（衆議院送付）、**独立行政法人物質・材料研究機構法案**（閣法第16号）（衆議院送付）、**独立行政法人防災科学技術研究所法案**（閣法第17号）（衆議院送付）、**独立行政法人航空宇宙技術研究所法案**（閣法第18号）（衆議院送付）、**独立行政法人放射線医学総合研究所法案**（閣法第19号）（衆議院送付）、**独立行政法人国立美術館法案**（閣法第20号）（衆議院送付）、**独立行政法人国立博物館法案**（閣法第21号）（衆議院送付）、**独立行政法人文化財研究所法案**（閣法第22号）（衆議院送付）、**独立行政法人国立健康・栄養研究所法案**（閣法第23号）（衆議院送付）、**独立行政法人産業安全研究所法案**（閣法第24号）（衆議院送付）、**独立行政法人産業医学総合研究所法案**（閣法第25号）（衆議院送付）、**独立行政法人農林水産消費技術センター法案**（閣法第26号）（衆議院送付）、**独立行政法人種苗管理センター法案**（閣法第27号）（衆議院送付）、**独立行政法人家畜改良センター法案**（閣法第28号）（衆議院送付）、**独立行政法人肥飼料検査所法案**（閣法第29号）（衆議院送付）、**独立行政法人農薬検査所法案**（閣法第30号）（衆議院送付）、**独立行政法人農業者大学校法案**（閣法第31号）（衆議院送付）、**独立行政法人林木育種センター法案**（閣法第32号）（衆議院送付）、**独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案**（閣法第33号）（衆議院送付）、**独立行政法人水産大学校法案**（閣法第34号）（衆議院送付）、**独立行政法人農業技術研究機構法案**（閣法第35号）（衆議院送付）、**独立行政法人農業生物資源研究所法案**（閣法第36号）（衆議院送付）、**独立行政法人農業環境技術研究所法案**（閣法第37号）（衆議院送付）、**独立行政法人農業工学研究所法案**（閣法第38号）（衆議院送付）、**独立行政法人食品総合研究所法案**（閣法第39号）（衆議院送付）、**独立行政法人国際農林水産業研究センター法案**（閣法第40号）（衆議院送付）、**独立行政法人森林総合研究所法案**（閣法第41号）（衆議院送付）、**独立行政法人水産総合研究センター法案**（閣法第42号）（衆議院送付）、**独立行政法人経済産業研究所法案**（閣法第43号）（衆議院送付）、**独**

立行政法人工業所有権総合情報館法案（閣法第44号）（衆議院送付）、貿易保険法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）、独立行政法人産業技術総合研究所法案（閣法第46号）（衆議院送付）、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案（閣法第47号）（衆議院送付）、独立行政法人土木研究所法案（閣法第48号）（衆議院送付）、独立行政法人建築研究所法案（閣法第49号）（衆議院送付）、独立行政法人交通安全環境研究所法案（閣法第50号）（衆議院送付）、独立行政法人海上技術安全研究所法案（閣法第51号）（衆議院送付）、独立行政法人港湾空港技術研究所法案（閣法第52号）（衆議院送付）、独立行政法人電子航法研究所法案（閣法第53号）（衆議院送付）、独立行政法人北海道開発土木研究所法案（閣法第54号）（衆議院送付）、独立行政法人海技大学校法案（閣法第55号）（衆議院送付）、独立行政法人航海訓練所法案（閣法第56号）（衆議院送付）、独立行政法人海員学校法案（閣法第57号）（衆議院送付）、独立行政法人航空大学校法案（閣法第58号）（衆議院送付）、独立行政法人国立環境研究所法案（閣法第59号）（衆議院送付）、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案（閣法第60号）（衆議院送付）、自動車検査独立行政法人法案（閣法第61号）（衆議院送付）、独立行政法人統計センター法案（閣法第62号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成11年12月15日（水）（第8回）

- 請願第272号外53件を審査した。
- 行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中央省庁等改革関係法施行法案（閣法第3号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、中央省庁等改革関係法を施行するため、内閣法の一部を改正する法律の施行期日等を定めるとともに、中央省庁等改革関係法の施行に伴い、関係法律の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 内閣法の一部を改正する法律の施行期日等

- (1) 内閣法の一部を改正する法律の施行日を平成13年1月6日とする。
- (2) 中央省庁等改革のための行政組織関係法律の整備等に関する法律中の金融庁を設置するための規定の施行日を、平成12年7月1日とする。なお、金融庁を設置するための規定の施行に伴い、関係法律について規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める。

2 法律の廃止

関係事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止する。

3 中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等

- (1) 内閣府設置法等の施行に伴い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等について、所要の改正を行う。

- (2) 審議会等の整理合理化に伴い、関係法律中の審議会等に関する規定について、所要の改正を行う。
- (3) 関係法律について、地方支分部局への大臣等の権限の委任に関する規定の整備を行う。
- (4) その他関係法律について所要の改正を行う。

4 経過措置等

3の関係法律の整備等に伴い、所要の経過措置を定める。

5 施行期日

この法律は平成13年1月6日から施行する。ただし、1の(2)の金融庁の設置に係る規定は平成12年7月1日から施行し、その他の一部の規定は公布の日から施行する。

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立公文書館を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律の目的として、独立行政法人国立公文書館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを加える。
- 2 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立公文書館とする。
- 3 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
- 4 国立公文書館は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 5 国立公文書館の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立公文書館に追加して出資することができる。
- 6 国立公文書館に、役員として、館長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、館長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 7 国立公文書館は、3の目的を達成するため、歴史資料として重要な公文書等の保存・一般の利用、その保存・利用に関する情報の収集・整理・提供、専門的技術的な助言、調査研究、研修等の業務を行う。
- 8 中期目標期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 9 国立公文書館の主務大臣、主務省及び主務省令は、内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。
- 10 所要の罰則規定を設ける。
- 11 国の機関が保管する公文書等の保存の措置に関する内閣総理大臣と国立公文書館の関係を規定する。
- 12 この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定

める日から施行する。ただし、9に掲げる事項等は、平成13年1月6日から施行する。

13 国立公文書館成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から国立公文書館への出資となることを規定する。

【国立公文書館法の一部を改正する法律案等独立行政法人個別法関係59法律案に対する附帯決議】

政府は、右各法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 独立行政法人の長の選任においては、自立的、効率的に運営を行うという制度の趣旨を踏まえ、広く内外から適切な人材を得るよう配慮すること。
 - 一 独立行政法人への移行に当たっては、中央省庁等改革基本法第41条の「労働関係への配慮」に基づき、対応すること。
 - 一 独立行政法人の評価は、客観的かつ公正に行うものとし、また、業務の性格に応じたものとする。
 - 一 外部有識者のうちから任命される独立行政法人評価委員会の委員については、民間からの任命を積極的に進め、客観性、中立性を担保できる体制とすること。
- 右決議する。

独立行政法人通信総合研究所法案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人通信総合研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人通信総合研究所とする。
- 2 独立行政法人通信総合研究所（以下「研究所」という。）は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発等を総合的に行うことにより、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の向上を図り、もって情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発、周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報等の業務を行う。

- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で総務大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、電波法及び中央省庁等改革関係法施行法の改正に係る部分のほかは、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人消防研究所法案（閣法第6号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人消防研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人消防研究所とする。
- 2 独立行政法人消防研究所（以下「研究所」という。）は、消防の科学技術に関する研究、調査及び試験を総合的に行うとともに、その成果を普及すること等により、消防の科学技術の水準の向上を図り、もって国民の生命、身体及び財産を保護することに寄与することを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、役員任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、消防の科学技術に関する研究、調査、試験及びその成果の普及、情報の収集、整理及び提供、消防法に規定する機械器具等の試験又は個別検定、並びに火災の原因の調査等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で総務大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。

- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。ただし、消防法の改正については、同日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
- 11 研究所の設立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人酒類総合研究所法案（閣法第7号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人酒類総合研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人酒類総合研究所とする。
- 2 独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）は、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を広島県に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、役員の内任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、酒類の高度な分析、鑑定及び品質に関する評価並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査、情報の提供及び講習等の業務並びにこれらに附帯する業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で財務大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置並びに国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案（閣法第8号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立特殊教育総合研究所とする。
- 2 独立行政法人国立特殊教育総合研究所（以下「研究所」という。）は、特殊教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行い、及び特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特殊教育の振興を図ることを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を神奈川県に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、特殊教育に関する研究のうち主として実地的な研究の総合的な実施、特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。ただし、国立学校設置法に係る改正事項は、同日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人大学入試センター法案（閣法第9号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人大学入試センターを設立する

ため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人大学入試センターとする。
- 2 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）は、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校等における教育の振興に資することを目的とする。
- 3 センターは、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 センターの資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。
- 5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、役員任期は3年とする。
- 6 センターは、2の目的を達成するため、大学に入学を志願する者の高等学校等の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務等を行う。
- 7 中期目標期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 8 センターの主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。ただし、国立学校設置法等に係る改正事項は、同日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 11 センターの成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府からセンターへの出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案（閣法第10号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターとする。
- 2 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）は、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年（6において「青少年教育

関係者等」という。)に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

- 3 センターは、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 センターの資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。
- 5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 センターは、2の目的を達成するため、青少年教育関係者等に対する研修のための施設の設置、青少年教育関係者等に対する研修等の業務を行う。
- 7 中期目標期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 8 センターの主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 センターの成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府からセンターへの出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立女性教育会館法案（閣法第11号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立女性教育会館を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立女性教育会館とする。
- 2 独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者（6において「女性教育指導者等」という。）に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。
- 3 会館は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を埼玉県に置く。
- 4 会館の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会館に追加して出資することができる。
- 5 会館に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことがで

- きるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 会館は、2の目的を達成するため、女性教育指導者等に対する研修のための施設の設置、女性教育指導者等に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等の業務を行う。
 - 7 会館は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
 - 8 会館の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
 - 9 所要の罰則規定を設ける。
 - 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
 - 11 会館の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から会館への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立青年の家法案（閣法第12号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立青年の家を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立青年の家とする。
- 2 独立行政法人国立青年の家（以下「青年の家」という。）は、青年（青少年のうち学校教育法第23条に規定する学齢児童及び同法第39条第2項に規定する学齢生徒以外の者をいう。以下同じ。）の団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を青年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な青年の育成を図ることを目的とする。
- 3 青年の家は、主たる事務所を静岡県に置く。
- 4 青年の家の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、青年の家に追加して出資することができる。
- 5 青年の家に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 青年の家は、2の目的を達成するため、青年の団体宿泊訓練のための施設の設置、青年の団体宿泊訓練の実施、その設置する施設を青年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等の業務を行う。
- 7 青年の家は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部

科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。

- 8 青年の家の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 青年の家の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から青年の家への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立少年自然の家法案（閣法第13号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立少年自然の家を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立少年自然の家とする。
- 2 独立行政法人国立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）は、少年（学校教育法第23条に規定する学齢児童及び同法第39条第2項に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。）を自然に親しませつつ行う団体宿泊訓練（以下単に「少年の団体宿泊訓練」という。）を行うとともに、その設置する施設を少年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な少年の育成を図ることを目的とする。
- 3 少年自然の家は、主たる事務所を福島県に置く。
- 4 少年自然の家の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、少年自然の家に追加して出資することができる。
- 5 少年自然の家に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 少年自然の家は、2の目的を達成するため、少年の団体宿泊訓練のための施設の設置、少年の団体宿泊訓練の実施、その設置する施設を少年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等の業務を行う。
- 7 少年自然の家は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 少年自然の家の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 少年自然の家の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から少年自然の家への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立国語研究所法案（閣法第14号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立国語研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立国語研究所とする。
- 2 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があつたものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、所長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、所長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究、これに基づく資料の作成及びその公表等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができる。なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立科学博物館法案（閣法第15号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立科学博物館を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立科学博物館とする。
- 2 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）は、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管（育成を含む。6において同じ。）及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。
- 3 科学博物館は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 科学博物館の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、科学博物館に追加して出資することができる。
- 5 科学博物館に、役員として、館長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、館長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 科学博物館は、2の目的を達成するため、博物館の設置、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究、これらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等の業務を行う。
- 7 科学博物館は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 科学博物館の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 科学博物館の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から科学博物館への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人物質・材料研究機構法案（閣法第16号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人物質・材料研究機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人物質・材料研究機構とする。
- 2 独立行政法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）は、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
- 3 機構は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は中期目標の期間の末日までとし、理事の任期は理事長が定める期間とし、監事の任期は2年とする。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を行う。
- 7 機構は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 機構の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から機構への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人防災科学技術研究所法案（閣法第17号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人防災科学技術研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人防災科学技術研究所とする。
- 2 独立行政法人防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）は、防災科学技術に関

する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は中期目標の期間の末日までとし、理事の任期は理事長が定める期間とし、監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができる。なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人航空宇宙技術研究所法案（閣法第18号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人航空宇宙技術研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人航空宇宙技術研究所とする。
- 2 独立行政法人航空宇宙技術研究所（以下「研究所」という。）は、航空宇宙科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、航空宇宙科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くこ

とができるものとする。また、理事長の任期は中期目標の期間の末日までとし、理事の任期は理事長が定める期間とし、監事の任期は2年とする。

- 6 研究所は、2の目的を達成するため、航空宇宙科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人放射線医学総合研究所法案（閣法第19号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人放射線医学総合研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人放射線医学総合研究所とする。
- 2 独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）は、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を千葉県に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は中期目標の期間の末日までとし、理事の任期は理事長が定める期間とし、監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科

学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。

- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立美術館法案（閣法第20号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立美術館を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立美術館とする。
- 2 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）は、美術館を設置して、美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。
- 3 国立美術館は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 国立美術館の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立美術館に追加して出資することができる。
- 5 国立美術館に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができるものとする。また、理事長及び理事の任期は4年とし、監事の任期は2年とする。
- 6 国立美術館は、2の目的を達成するため、美術館の設置、美術に関する作品その他の資料の収集、保管及び公衆への供覧、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等の業務を行う。
- 7 国立美術館は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 国立美術館の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。

- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 国立美術館の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から国立美術館への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立博物館法案（閣法第21号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立博物館を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立博物館とする。
- 2 独立行政法人国立博物館（以下「国立博物館」という。）は、博物館を設置して、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
- 3 国立博物館は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 国立博物館の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立博物館に追加して出資することができる。
- 5 国立博物館に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができるものとする。また、理事長及び理事の任期は4年とし、監事の任期は2年とする。
- 6 国立博物館は、2の目的を達成するため、博物館の設置、有形文化財の収集、保管及び公衆への供覧、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等の業務を行う。
- 7 国立博物館は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 国立博物館の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。ただし、文化財保護法に係る改正事項は、同日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 11 国立博物館の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から国立博物館への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人文化財研究所法案（閣法第22号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人文化財研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人文化財研究所とする。
- 2 独立行政法人文化財研究所（以下「文化財研究所」という。）は、文化財に関する調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
- 3 文化財研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を奈良県に置く。
- 4 文化財研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、文化財研究所に追加して出資することができる。
- 5 文化財研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くこととともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長及び理事の任期は4年とし、監事の任期は2年とする。
- 6 文化財研究所は、2の目的を達成するため、文化財に関する調査及び研究、これに基づく資料の作成及びその公表等の業務を行う。
- 7 文化財研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で文部科学大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 文化財研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。ただし、文化財保護法に係る改正事項は、同日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 11 文化財研究所の成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から文化財研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立健康・栄養研究所法案（閣法第23号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立健康・栄養研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立健康・栄養研究所とする。
- 2 独立行政法人国立健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)は、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において研究所に出資することができることとし、研究所は、その出資額を資本金とし、又はその出資額により資本金を増加するものとする。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究、国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で厚生労働大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 厚生労働大臣は、緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、6の業務のうち必要な調査等の実施を求めることができるものとする。
- 9 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置並びに国が有する権利及び義務の承継について規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人産業安全研究所法案（閣法第24号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人産業安全研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人産業安全研究所とする。
- 2 独立行政法人産業安全研究所（以下「研究所」という。）は、事業場における災害の予防に関する調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全の確保に資す

ることを目的とする。

- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、事業場における災害の予防に関する調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で厚生労働大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人産業医学総合研究所法案（閣法第25号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人産業医学総合研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人産業医学総合研究所とする。
- 2 独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）は、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の健康の確保に資することを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を神奈川県に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、

診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行う。

- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で厚生労働大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附帯決議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人農林水産消費技術センター法案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人農林水産消費技術センターを設立するためその名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農林水産消費技術センターとする。
- 2 独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）は、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図り、もって一般消費者の利益の保護に資することを目的とする。
- 3 センターは、特定独立行政法人とし、主たる事務所を埼玉県に置く。
- 4 センターの資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。
- 5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 センターは、2の目的を達成するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査、分析及び情報提供、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査、日本農林規格による農林物資の格付及びこれに関する技術上の調査及び指導、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく立入検査等の業務を行う。
- 7 中期目標期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。

- 8 センターの主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 センターの成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府からセンターへの出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人種苗管理センター法案（閣法第27号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人種苗管理センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人種苗管理センターとする。
- 2 独立行政法人種苗管理センター（以下「センター」という。）は、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょその他の農作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
- 3 センターは、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 センターの資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。
- 5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 センターは、2の目的を達成するため、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、ばれいしょ、茶樹及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布、種苗法に基づく集取等の業務を行う。
- 7 センターは、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 センターの主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 センターの成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承

継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府からセンターへの出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人家畜改良センター法案（閣法第28号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人家畜改良センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人家畜改良センターとする。
- 2 独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
- 3 センターは、特定独立行政法人とし、主たる事務所を福島県に置く。
- 4 センターの資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。
- 5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 センターは、2の目的を達成するため、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布、家畜改良増殖法に基づく立入り、質問、検査及び収去等の業務を行う。
- 7 センターは、中期目標終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 センターの主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 センターの成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府からセンターへの出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人肥飼料検査所法案（閣法第29号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人肥飼料検査所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人肥飼料検査所とする。
- 2 独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）は、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、肥料、飼料及び土壤改良資材の品質の保全を図ることを目的とする。
- 3 検査所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を埼玉県に置く。
- 4 検査所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、検査所に追加して出資することができる。
- 5 検査所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 検査所は、2の目的を達成するため、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査、飼料及び飼料添加物について指定検査機関が行う検定に関する技術上の指導、肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく立入検査、質問及び収去、地力増進法に基づく立入検査等の業務を行う。
- 7 検査所は、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができる。なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 検査所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 検査所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継、承継される土地等の価額の相当額が政府から検査所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人農業検査所法案（閣法第30号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人農業検査所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農薬検査所とする。
- 2 独立行政法人農薬検査所（以下「検査所」という。）は、農薬の検査を行うことにより、農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図ることを目的とする。
- 3 検査所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 検査所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、検査所に追加して出資することができる。
- 5 検査所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 検査所は、2の目的を達成するため、農薬の検査、農薬取締法に基づく集取及び立入検査等の業務を行う。
- 7 検査所は、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができる。なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 検査所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 検査所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から検査所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人農業者大学校法案（閣法第31号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人農業者大学校を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農業者大学校とする。
- 2 独立行政法人農業者大学校（以下「大学校」という。）は、青年である農業者に対する近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
- 3 大学校は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 大学校の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、大学校に追加して出資することができる。

- 5 大学校に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 大学校は、2の目的を達成するため、青年である農業者に対する近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術の教授等の業務を行う。
- 7 大学校は、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 大学校の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 大学校の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から大学校への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人林木育種センター法案（閣法第32号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人林木育種センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人林木育種センターとする。
- 2 独立行政法人林木育種センター（以下「センター」という。）は、林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布等を行うことにより、林木について優良な種苗の確保を図ることを目的とする。
- 3 センターは、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 センターの資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。
- 5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 センターは、2の目的を達成するため、林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布等の業務を行う。
- 7 センターは、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 センターの主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及

び農林水産省令とする。

9 所要の罰則規定を設ける。

10 この法律は、一部を除いて、平成13年1月6日から施行する。

11 センターの成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府からセンターへの出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案（閣法第33号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人さけ・ます資源管理センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人さけ・ます資源管理センターとする。

2 独立行政法人さけ・ます資源管理センター（以下「センター」という。）は、さけ類及びます類のふ化及び放流等を行うことにより、さけ類及びます類の適切な資源管理に資することを目的とする。

3 センターは、特定独立行政法人とし、主たる事務所を北海道に置く。

4 センターの資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。

6 センターは、2の目的を達成するため、さけ類及びます類のふ化及び放流、これらに関する調査及び研究、講習並びに指導等の業務を行う。

7 センターは、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。

8 センターの主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

9 所要の罰則規定を設ける。

10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。

11 センターの成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府からセンターへの出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人水産大学校法案（閣法第34号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人水産大学校を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人水産大学校とする。
- 2 独立行政法人水産大学校（以下「大学校」という。）は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産を担う人材の育成を図ることを目的とする。
- 3 大学校は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を山口県に置く。
- 4 大学校の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、大学校に追加して出資することができる。
- 5 大学校に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 大学校は、2の目的を達成するため、水産に関する学理及び技術の教授及び研究等の業務を行う。
- 7 大学校は、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 大学校の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 大学校の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される権利に係る土地等の価額の相当額が政府から大学校への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人農業技術研究機構法案（閣法第35号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人農業技術研究機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農業技術研究機構とする。
- 2 独立行政法人農業技術研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
- 3 研究機構は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 研究機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。
- 5 研究機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、副理事長1人及び理事7人以内を置くことができるものとする。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究機構は、2の目的を達成するため、農業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等の業務を行う。
- 7 研究機構は、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究機構の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究機構への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人農業生物資源研究所法案（閣法第36号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人農業生物資源研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農業生物資源研究所とする。
- 2 独立行政法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）は、生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎（せきつい）動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。

- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物（みつばちを除く。）の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができる。なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人農業環境技術研究所法案（閣法第37号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人農業環境技術研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農業環境技術研究所とする。
- 2 独立行政法人農業環境技術研究所（以下「研究所」という。）は、農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 研究所の資本金は、出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。

- 6 研究所は、2の目的を達成するため、農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人農業工学研究所法案（閣法第38号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人農業工学研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人農業工学研究所とする。
- 2 独立行政法人農業工学研究所（以下「研究所」という。）は、農業土木その他の農業工学に係る技術に関する試験及び研究等を行うことにより、農業工学に係る技術の向上に寄与することを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、農業土木その他の農業工学に係る技術（農機具に関するものを除く。）に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び

農林水産省令とする。

- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人食品総合研究所法案（閣法第39号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人食品総合研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人食品総合研究所とする。
- 2 独立行政法人食品総合研究所（以下「研究所」という。）は、食料に係る資源の利用並びに食品の加工及び流通に関する試験及び研究等を行うことにより、食品の利用、加工及び流通に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、食料に係る資源の利用並びに食品の加工及び流通に関する試験及び研究並びに調査、食品に関する分析及び鑑定等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われ

ている。

独立行政法人国際農林水産業研究センター法案（閣法第40号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国際農林水産業研究センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国際農林水産業研究センターとする。
- 2 独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）は、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
- 3 センターは、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 センターの資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。
- 5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 センターは、2の目的を達成するため、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等の業務を行う。
- 7 センターは、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 センターの主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 センターの成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府からセンターへの出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人森林総合研究所法案（閣法第41号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人森林総合研究所を設立するた

め、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人森林総合研究所とする。
- 2 独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があつたものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人水産総合研究センター法案（閣法第42号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人水産総合研究センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人水産総合研究センターとする。
- 2 独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）は、水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

- 3 センターは、特定独立行政法人とし、主たる事務所を神奈川県に置く。
- 4 センターの資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。
- 5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 センターは、2の目的を達成するため、水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等の業務を行う。
- 7 センターは、中期目標の期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 センターの主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 11 センターの成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府からセンターへの出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人経済産業研究所法案（閣法第43号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人経済産業研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
- 2 研究所の資本金について所要の規定を設ける。
- 3 研究所の役員の数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設ける。
- 4 研究所は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。
 - (2) (1)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

- (3) 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。
- (4) (1)から(3)までの業務に附帯する業務を行うこと。
- 5 研究所の積立金の処分について所要の規定を設ける。
- 6 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 7 職員の引継ぎ等、研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置、権利義務の承継及び国有財産の無償使用について所要の規定を設ける。

【附帯決議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人工業所有権総合情報館法案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人工業所有権総合情報館を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人工業所有権総合情報館（以下「情報館」という。）は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報等を収集し、及びこれらを読覧させること等を行うことにより、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。
- 2 情報館は、特定独立行政法人とする。
- 3 情報館の資本金について所要の規定を設ける。
- 4 情報館の役員の数、職務及び権限等並びに任期について所要の規定を設ける。
- 5 情報館は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、陳列し、及びこれらを読覧させ、又は観覧させること。
 - (2) 審査、審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、保管し、及びこれらを読覧させること。
 - (3) 工業所有権に関する相談に関すること。
 - (4) 工業所有権に関する情報の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。
 - (5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務を行うこと。
- 6 情報館の積立金の処分について所要の規定を設ける。
- 7 情報館の役員又はこれらの職にあった者の発明等に関する秘密の漏洩又は盗用に対する罰則について、所要の規定を設ける。
- 8 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 9 職員の引継ぎ等、情報館の職員となる者の職員団体についての経過措置、権利義務の承継及び国有財産の無償使用について所要の規定を設ける。

【附帯決議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

貿易保険法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人日本貿易保険を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することのできない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。
- 2 日本貿易保険の資本金について所要の規定を設ける。
- 3 日本貿易保険の役員の数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設ける。
- 4 日本貿易保険の業務の範囲等は、次のとおりとする。
 - (1) 貿易保険の事業を行うこと。
 - (2) (1)の業務に附帯する業務を行うこと。
 - (3) 日本貿易保険は、(1)及び(2)の業務のほか、(1)及び(2)の業務の遂行に支障のない範囲内で、貿易保険によりて補われる損失と同種の損失についての保険の事業を行う外国政府等を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けることができること。
- 5 日本貿易保険は、業務の一部（保険契約の締結を除く。）を委託することができるものとする。
- 6 利益及び損失の処理について所要の特例等を設ける。
- 7 政府は、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が貿易保険を引き受けること等により、当該引受けによって日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険の間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができるものとする。
- 8 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 9 職員の引継ぎ、日本貿易保険の職員となる者の職員団体についての経過措置、権利義務の承継及び国有財産の無償使用について所要の規定を設ける。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人産業技術総合研究所法案（閣法第46号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人産業技術総合研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
- 2 研究所は、特定独立行政法人とする。

- 3 研究所の資本金について所要の規定を設ける。
- 4 研究所の役員の数、職務及び権限並びに任期等について所要の規定を設ける。
- 5 研究所は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。
 - (2) 地質の調査を行うこと。
 - (3) 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。
 - (4) (1)から(3)までの業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。
 - (5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務を行うこと。
 - (6) 計量法案（平成4年法律第51号）の規定による立入検査を行うこと。
- 6 研究所の積立金の処分について所要の規定を設ける。
- 7 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 8 職員の引継ぎ等、研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置、権利義務の承継等及び国有財産の無償使用について所要の規定を設ける。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人製品評価技術基盤機構法案（閣法第47号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人製品評価技術基盤機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
- 2 機構は、特定独立行政法人とする。
- 3 機構の資本金について所要の規定を設ける。
- 4 機構の役員の数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設ける。
- 5 機構は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。
 - (2) 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。
 - (3) 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。
 - (4) (1)に掲げる業務に関する調査及び研究を行うこと。
 - (5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務を行うこと。

- (6) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）等の規定による立入検査等を行うこと。
- 6 機構の積立金の処分について所要の規定を設ける。
- 7 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 8 職員の引継ぎ等、機構の職員となる者の職員団体についての経過措置、権利義務の承継等及び国有財産の無償使用について所要の規定を設ける。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人土木研究所法案（閣法第48号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人土木研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人土木研究所とする。
- 2 独立行政法人土木研究所（以下「研究所」という。）は、土木に係る建設技術（以下「土木技術」という。）に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備の推進に資することを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発、土木技術に関する指導及び成果の普及等の業務を行う。
- 7 中期目標期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。ただし、治山治水緊急措置法等に関する所要の改正事項は、同日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 11 研究所の設立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。その他、国有財産の無償使用、国土交通省設置法の所要の改正等について規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人建築研究所法案（閣法第49号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人建築研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人建築研究所とする。
- 2 独立行政法人建築研究所（以下「研究所」という。）は、建築及び都市計画に係る技術（以下「建築・都市計画技術」という。）に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発、建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及等の業務を行う。
- 7 中期目標期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。ただし、国土交通省設置法に関する所要の改正事項は、同日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 11 研究所の設立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。その他、国有財産の無償使用等について規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人交通安全環境研究所法案（閣法第50号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人交通安全環境研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人交通安全環境研究所とする。
- 2 独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）は、運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、役員任期は、2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で国土交通大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の改正に係る部分のほかは、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人海上技術安全研究所法案（閣法第51号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人海上技術安全研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人海上技術安全研究所とする。
- 2 独立行政法人海上技術安全研究所（以下「研究所」という。）は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保とその高度化を図るとともに、海洋の開発と海洋環境の保全に資することを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があつたものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができるものとする。また、役員任期は、2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で国土交通大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人港湾空港技術研究所法案（閣法第52号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人港湾空港技術研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人港湾空港技術研究所とする。
- 2 独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「研究所」という。）は、港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を神奈川県に置く。

- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、役員任期は、2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、港湾、航路、飛行場等の整備等に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で国土交通大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人電子航法研究所法案（閣法第53号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人電子航法研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人電子航法研究所とする。
- 2 独立行政法人電子航法研究所（以下「研究所」という。）は、電子航法（電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。）に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、役員任期は、2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等の業務を行う。
- 7 研究所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で国土交

通大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。

- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人北海道開発土木研究所法案（閣法第54号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人北海道開発土木研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人北海道開発土木研究所とする。
- 2 独立行政法人北海道開発土木研究所（以下「研究所」という。）は、北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を行うことにより、北海道の開発の推進に資する土木技術の向上を図ることを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を北海道に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに土木技術に関する指導及び成果の普及等の業務を行う。
- 7 中期目標期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣（一部については国土交通大臣及び農林水産大臣）、国土交通省及び主務大臣の発する命令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価格の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人海技大学校法案（閣法第55号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人海技大学校を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人海技大学校とする。
- 2 独立行政法人海技大学校（以下「大学校」という。）は、船員（船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。）に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授すること等により、船員の資質の向上を図り、もって海上輸送の安全の確保に資することを目的とする。
- 3 大学校は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を兵庫県に置く。
- 4 大学校の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、大学校に追加して出資することができる。
- 5 大学校に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、役員任期は、2年とする。
- 6 大学校は、2の目的を達成するため、船員に対する船舶の運航に関する高度の学術及び技能の教授、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究等の業務を行う。
- 7 大学校は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で国土交通大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができる。なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 大学校の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 大学校の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から大学校への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人航海訓練所法案（閣法第56号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人航海訓練所を設立するため、

その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人航海訓練所とする。
- 2 独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）は、商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校、独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
- 3 航海訓練所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を神奈川県に置く。
- 4 航海訓練所の資本金は、政府から出資があつたものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、航海訓練所に追加して出資することができる。
- 5 航海訓練所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができるものとする。また、役員任期は、2年とする。
- 6 航海訓練所は、2の目的を達成するため、商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校、独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校の学生及び生徒等に対する航海訓練等の業務を行う。
- 7 航海訓練所は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で国土交通大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 航海訓練所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 航海訓練所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から航海訓練所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人海員学校法案（閣法第57号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人海員学校を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人海員学校とする。
- 2 独立行政法人海員学校（以下「学校」という。）は、海員の養成を行うことにより、安定的な海上輸送の確保を図ることを目的とする。

- 3 学校は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を静岡県に置く。
- 4 学校の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、学校に追加して出資することができる。
- 5 学校に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、役員の内任期は、2年とする。
- 6 学校は、2の目的を達成するため、海員の養成等の業務を行う。
- 7 学校は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で国土交通大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 学校の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 学校の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から学校への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人航空大学校法案（閣法第58号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人航空大学校を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人航空大学校とする。
- 2 独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
- 3 大学校は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を宮崎県に置く。
- 4 大学校の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、大学校に追加して出資することができる。
- 5 大学校に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。また、役員の内任期は、2年とする。
- 6 大学校は、2の目的を達成するため、航空機の操縦に関する学科及び技能の教授による航空機の操縦に従事する者の養成等の業務を行う。
- 7 大学校は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で国土交通大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ

- き、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 大学校の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
 - 9 所要の罰則規定を設ける。
 - 10 この法律は、航空法の改正に係る部分のほかは、平成13年1月6日から施行する。
 - 11 大学校の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から大学校への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立環境研究所法案（閣法第59号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立環境研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国立環境研究所とする。
- 2 独立行政法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）は、環境の保全に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。
- 3 研究所は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を茨城県に置く。
- 4 研究所の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
- 5 研究所に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 研究所は、2の目的を達成するため、環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究並びに環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供等の業務を行う。
- 7 中期目標期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 8 研究所の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ環境大臣、環境省及び環境省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 研究所の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継

並びに承継される土地等の価格の相当額が政府から研究所への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案（閣法第60号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構とする。
- 2 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者（以下「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。
- 3 機構は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 5 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができる。理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 機構は、2の目的を達成するため、駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施（労働契約の締結等を除く。）、駐留軍等労働者の給与の支給（額の決定等を除く。）、駐留軍等労働者の福利厚生の実施（事業主等が行う事項等を除く。）等の業務を行う。なお、国の委託に基づく業務の特例について所要の規定を設ける。
- 7 中期目標期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を設ける。
- 8 機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 機構成立の際の職員に関する所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から機構への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

自動車検査独立行政法人法案（閣法第61号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、自動車検査独立行政法人を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、自動車検査独立行政法人とする。
- 2 自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）は、自動車の検査に関する事務のうち、自動車が道路運送車両法第46条に規定する保安基準（以下「保安基準」という。）に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止を図ることを目的とする。
- 3 検査法人は、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 検査法人の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、検査法人に追加して出資することができる。
- 5 検査法人に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事4人以内を置くことができるものとする。また、役員任期は、2年とする。
- 6 検査法人は、2の目的を達成するため、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査等の業務を行う。
- 7 検査法人は、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で国土交通大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができる。なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 検査法人の主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の改正に係る部分のほかは、平成13年1月6日から施行する。
- 11 検査法人の成立の際の職員についての所要の経過措置、国が有する権利及び義務の承継並びに承継される土地等の価額の相当額が政府から検査法人への出資となることを規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人統計センター法案（閣法第62号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人統計センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名

称は、独立行政法人統計センターとする。

- 2 独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）は、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
- 3 センターは、特定独立行政法人とし、主たる事務所を東京都に置く。
- 4 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができることとし、センターは、その出資額を資本金とし、又はその出資額により資本金を増加するものとする。
- 5 センターに、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事3人以内を置くことができるものとする。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 6 センターは、2の目的を達成するため、国勢調査等の製表、国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の製表、統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理等の業務を行う。
- 7 センターは、中期目標期間の終了時に積立金があるときは、その金額の範囲内で総務大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間における業務の財源とすることができ、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならないものとする。
- 8 センターの主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、平成13年1月6日から施行する。
- 11 センターの成立の際の職員についての所要の経過措置並びに国が有する権利及び義務の承継について規定する。

【附 帯 決 議】

国立公文書館法の一部を改正する法律案（閣法第4号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第63号）

【要 旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として新たに設けられた独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るための関係法律の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び研究交流促進法について、試験研究を行う特定独立行政法人の職員にこれらの法律の規定を適用することとし、所要の規定の整備を行う。
- 2 電波法、特許法、種苗法等について、一定の独立行政法人について手数料を免除することとする等所要の改正を行う。

- 3 災害対策基本法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、農業改良助長法等について、国等が一定の独立行政法人に対して協力を求めることができるものとする等所要の改正を行う。
- 4 計量法、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法、生物系特定産業技術研究推進機構法、基盤技術研究円滑化法、博物館法、沿岸漁業等振興法、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律、自衛隊法、国家公務員法、国家公務員倫理法、教育公務員特例法、著作権法等について、所要の規定の整備等を行う。
- 5 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める。
- 6 本法律は、一部を除き、平成13年1月6日から施行する。
- 7 本法律の施行に伴う所要の経過措置等を規定する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案 (61件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
3	中央省庁等改革関係法施行法案	衆	11. 11. 8	11. 11. 30	11. 12. 13 可決	11. 12. 14 可決	11. 11. 11 行政改革特委	11. 11. 24 可決	11. 11. 25 可決
4	国立公文書館法の一部を改正する法律案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
5	独立行政法人通信総合研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
6	独立行政法人消防研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
7	独立行政法人酒類総合研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
8	独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
9	独立行政法人大学入試センター法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
10	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
11	独立行政法人国立女性教育会館法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
12	独立行政法人国立青年の家法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
13	独立行政法人国立少年自然の家法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
14	独立行政法人国立国語研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
15	独立行政法人国立科学博物館法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
16	独立行政法人物質・材料研究機構法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
17	独立行政法人防災科学技術研究所法案	衆	11. 11. 8	11. 11. 30	11. 12. 13 可決 附帯決議	11. 12. 14 可決	11. 11. 11 行政改革特委	11. 11. 24 可決 附帯決議	11. 11. 25 可決
18	独立行政法人航空宇宙技術研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
19	独立行政法人放射線医学総合研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
20	独立行政法人国立美術館法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
21	独立行政法人国立博物館法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
22	独立行政法人文化財研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
23	独立行政法人国立健康・栄養研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
24	独立行政法人産業安全研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
25	独立行政法人産業医学総合研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
26	独立行政法人農林水産消費技術センター法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
27	独立行政法人種苗管理センター法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
28	独立行政法人家畜改良センター法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
29	独立行政法人肥飼料検査所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
30	独立行政法人農薬検査所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
31	独立行政法人農業者大学校法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
32	独立行政法人林木育種センター法案	衆	11. 11. 8	11. 11. 30	11. 12. 13 可決 附帯決議	11. 12. 14 可決	11. 11. 11 行政改革 特委	11. 11. 24 可決 附帯決議	11. 11. 25 可決
33	独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
34	独立行政法人水産大学校法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
35	独立行政法人農業技術研究機構法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
36	独立行政法人農業生物資源研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
37	独立行政法人農業環境技術研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
38	独立行政法人農業工学研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
39	独立行政法人食品総合研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
40	独立行政法人国際農林水産業研究センター法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
41	独立行政法人森林総合研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
42	独立行政法人水産総合研究センター法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
43	独立行政法人経済産業研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
44	独立行政法人工業所有権総合情報館法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
45	貿易保険法の一部を改正する法律案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決
46	独立行政法人産業技術総合研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可決 附帯決議	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決 附帯決議	11. 25 可決

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
47	独立行政法人製品評価技術基盤機構法案	衆	11. 11. 8	11. 11. 30	11. 12. 13 可 決 附帶決議	11. 12. 14 可 決	11. 11. 11 行政改革 特 委	11. 11. 24 可 決 附帶決議	11. 11. 25 可 決
48	独立行政法人土木研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
49	独立行政法人建築研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
50	独立行政法人交通安全環境研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
51	独立行政法人海上技術安全研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
52	独立行政法人港湾空港技術研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
53	独立行政法人電子航法研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
54	独立行政法人北海道開発土木研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
55	独立行政法人海技大学校法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
56	独立行政法人航海訓練所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
57	独立行政法人海員学校法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
58	独立行政法人航空大学校法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
59	独立行政法人国立環境研究所法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
60	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決
61	自動車検査独立行政法人法案	〃	11. 8	11. 30	12. 13 可 決 附帶決議	12. 14 可 決	11. 11 行政改革 特 委	11. 24 可 決 附帶決議	11. 25 可 決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
62	独立行政法人統計センター法案	衆	11. 11. 8	11. 11. 30	11. 12. 13 可決 附帯決議	11. 12. 14 可決	11. 11. 11 行政改革 特委	11. 11. 24 可決 附帯決議	11. 11. 25 可決
63	独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係 法律の整備等に関する法律案	#	11. 8	11. 30	12. 13 可決	12. 14 可決	11. 11 行政改革 特委	11. 24 可決	11. 25 可決